



「おおいた子育てほっとクーポン」をご利用ください！

大分県と県内市町村では、平成27年度から就学前のお子さんがいるご家庭を対象に子育て支援サービスに使える「おおいた子育てほっとクーポン」を配布しています。

中津市では、下記のサービスにクーポン券を利用できますので、ぜひご活用ください。

なお、クーポン券は再発行できませんので、ご注意ください。

クーポンの種類

①平成28年度発行「おおいた子育てほっとクーポン」

対象者：平成28年4月1日～平成29年3月31日生まれのお子さんの保護者（お子さんと同一世帯の方）

交付額：子ども1人につき10,000円（500円券×20枚）

有効期限：満3歳の誕生日の前日

[黄色]



②平成27年度発行「おおいた子育てほっとクーポン」

対象者：平成27年4月1日～平成28年3月31日生まれのお子さんの保護者（お子さんと同一世帯の方）

交付額：子ども1人につき10,000円（500円券×20枚）

有効期限：満3歳の誕生日の前日

[青]



※新規発行は終了（引換えのみ）

「おおいた子育てほっとクーポンプラス」

対象者：平成21年4月2日～平成27年3月31日生まれのお子さんの保護者（お子さんと同一世帯の方）

交付額：子ども1人につき10,000円（500円券×20枚）

有効期限：平成30年3月31日

[ピンク]



※1～5歳児のいる世帯へ27年度限定で配布しました。

クーポン券の対象となる子育て支援サービス

利用料は、クーポン券を使ってサービス提供者にお支払いいただきます。

サービス内容等
(1) 一時預かり事業
(2) 病後児保育
(3) ファミリー・サポート・センター事業(※)
(4) インフルエンザ予防接種(※)
(5) 子育て支援短期利用事業 (ショートステイ、トワイライト)
(6) 乳幼児健診時のタクシーの利用料
(7) 読み聞かせ絵本の購入
(8) 母乳マッサージ(H29.4より開始)

※(3)(4)は利用料を一度現金で支払い、発行された領収書とクーポン券を添えて市へ請求する必要があります。

※500円以下のサービスには利用できません。
端数が出た場合は、現金でお支払いください。

【クーポン券の対象となる子育て支援事業のご案内】

(1) 一時預かり事業

認可保育所や認定こども園、幼稚園などに入所していない就学前のお子さんを対象に、保育所で一時的にお預かりする制度です。1か月で最大12日間利用できます。

(複数園での利用が可能です。)

《一時預かりの実施保育所》 ☆利用料のお支払時にクーポン券を利用できます！

保育所名	電話番号	所在地
第二保育所	23-1210	中津市大字上宮永335番地
第三保育所	32-6713	中津市大字伊藤田2941番地
第五保育所	25-1943	中津市大字高瀬1053番地1
愛光保育園	25-0991	中津市蛭子町3丁目56
光保育園	24-0945	中津市字小祝525番地290
みどり保育園	32-5818	中津市大字田尻529番地
如水保育園	32-4148	中津市大字是則1246番地2
小楠保育園	26-0211	中津市大字一ツ松1番1号
グレース保育園	23-2668	中津市大字大塚199番地
にしき保育園	53-9450	中津市大字湯屋382番地1
八千代保育園	52-2125	中津市本耶馬溪町樋田82番地1
柿坂保育園	54-2549	中津市耶馬溪町大字柿坂570番地
みさと保育園 (H29.4より開始)	62-2000	中津市山国町宇曾579

○料金 1日最大(8時間) 1,800円
 半日(4時間まで) 800円、1日(8時間まで) 1,600円
 給食費200円

○利用方法 利用方法や実施時間等は各園により異なりますので、
 利用希望園へ直接電話でお申込みください。
 ※希望日によってはご利用できない場合があります。



(2) 病後児保育



保育所、幼稚園に通園している乳幼児が、病気の回復期で集団保育が困難な場合、一時的に保育・看護を行います。

《病後児保育の実施機関》 ☆利用料のお支払時にクーポン券を利用できます！

施設名	電話番号	所在地
こども傷病健康支援ダイケアセンター 恵保園	26-0287	中津市大字万田659番地

○利用料 利用者1日1人あたり1,500円(給食費込み)
 ※生活保護世帯、市民税非課税世帯は給食費(150円)のみ

○利用期間 継続して7日間(最大)

○利用時間 午前8時から午後6時まで

○利用方法 保育所及び幼稚園に備え付けの申請書に通所・通園証明を受けた後、医師に一時預かりの可否の診断を受けてください(診断料は個人負担)
 ※ご利用の際は、事前に施設へ連絡ください。

(3) ファミリー・サポート・センター事業

育児の援助を受けたい方と育児の援助に協力できる方が会員登録し、相互援助活動を有料で行う制度です。(保育園や小学校等の開始前や終了後の預かりや送迎や仕事、冠婚葬祭、病院など子どもを連れて行けない場合の預かりなど)

問合せ先	電話番号	所在地
中津市ファミリー・サポート・センター (中津市社会福祉協議会福祉サービス課)	27-7715	中津市三光成恒421番地1 (三光福祉保健センター内)

- 利用料 1時間600円(土日祝日および下記利用時間外は1時間700円)
※交通費実費負担
- 対象年齢 おおむね生後3か月～小学校6年生
- 利用時間 午前7時から午後7時まで

(4) インフルエンザ予防接種



米国では生後6か月以上の子どものインフルエンザワクチン接種を勧めています。日本小児科学会は1歳以上での接種を推奨しています。中津市では日本小児科学会案に順じ1歳以上を標準的な接種対象としますので、生後6ヶ月以上1歳までの乳児は、主治医とよくご相談の上接種して下さい。

接種期間は、10月～12月に4週間の間隔で2回接種するのが望ましいとされていますが、個人差もありますので、主治医にご相談ください。

接種される時は、まず、医療機関に予約し、接種当日は医療機関窓口で予防接種料金を全額支払いします。(市外・県外の医療機関でも同じです。)

この時、領収書をもらってください。

接種日から1年以内に市役所・支所で下記の物を持参して手続きすると、登録された口座にクーポン券の金額分を支払いします。

- 持参する物 : 領収書・クーポン券・金融機関の口座情報・印鑑
- 問い合わせ先 : 中津市地域医療対策課 電話 22-1111(内線 681)



(5) 子育て支援短期利用事業(ショートステイ、トワイライト)

保護者の病気などの理由により、家庭での養育が一時的に困難となった場合に児童養護施設などにおいて、一定期間(年7日以内)養育することができます。

事前に中津市子育て支援課でのお申し込みが必要です。

《事業実施機関》 ☆利用料のお支払時にクーポン券を利用できます!

施設名	電話番号	所在地
聖ヨゼフ寮	22-2320	中津市大字永添2646番地4
清浄園「和」	53-7666	中津市大字大貞383番地34
栄光園	(0977) 21-8085	別府市南荘園町3組

- 利用料 所得や児童の年齢により異なります。
- 利用期間 1週間以内(年7日以内) 3

(6) 乳幼児健診時のタクシーの利用料

乳幼児健診時におけるタクシー利用料について、クーポン券を使用することができます。
ただし、健診会場までのタクシーの乗車または健診会場からのタクシーの乗車のみが対象です。

会社名	所在地	電話番号（配車）	FAX 番号
クリスタルシティタクシー 株式会社 中津営業所	中津市大字下池永 60 番地 1	22-3321	22-3344
第一交通株式会社 中津営業所	中津市大字島田 528 番地 2	0120-33-2285	22-6885
中津シティタクシー 株式会社	中津市大字下池永 60 番地 1	22-3511	22-3344
中津太陽交通 株式会社	中津市大字下宮永 554 番地 1	0120-72-5005	23-3132
やなぎやタクシー	中津市大字是則 370 番地 3	32-2477	-
耶馬溪交通 有限会社	中津市耶馬溪町大字平田 948 番地 2	54-2024	54-2506

○対象となる健診

4か月健診、7か月健診、1歳6か月健診、3歳6か月健診、5歳児発達相談会

○健診会場 三光福祉保健センター（中津市三光成恒421番地1）



(7) 読み聞かせ絵本の購入

下記指定店で、読み聞かせ絵本の購入する際にクーポン券を使用できます。
ただし、希望する絵本が店頭がない場合は、注文等の対応となりますので、ご了承ください。

書店名	所在地	電話番号
三光堂書店	中津市 1601 番地 3	22-0723
明屋書店 中津本店	中津市大字下池永 124 番地 1	24-1221

クーポンの対象となる読み聞かせ絵本の基準
（右欄のすべてに該当するものとします）

- ・イラストのあるもの
- ・漫画、雑誌ではないもの
- ・迷路、探し物、なぜなぜなどのゲーム性がないもの
- ・付録（おもちゃなど）が主体ではないもの



(8) 母乳マッサージ (H29.4より開始)

下記助産所・クリニックで、母乳マッサージ利用の際にクーポンを使用できます。
ただし、利用に際しては事前予約が必要になります。

施設名	所在地	電話番号
すくすく増田助産所	中津市今津 356-3	32-3362
堂本助産所	中津市大字宮夫 167-4	090-8406-6727
おだクリニック	中津市上宮永 3 丁目 270-1	24-1103

※おだクリニックでの母乳マッサージ利用可能時間は、13:00～14:30 となります。(休診日除く)

○利用方法 利用料金や利用時間、休診日等は施設により異なりますので、
必ず施設へ事前にお問い合わせください。

※希望日によってはご利用できない場合があります。

【クーポン券の利用にあたっての注意事項】

※紛失等による理由で、再発行はできません。

※クーポン券は切り離し無効です。

※ファミリー・サポート・センター、インフルエンザ予防接種、子育て支援短期利用事業は、同一世帯で小学6年生までの兄弟姉妹も利用できます。

※サービス利用時に中津市から転出されている方は、クーポン券を利用できません。

※中津市から大分県内に転出する方は、クーポン券の有効期限内であれば、残ったクーポンを転出先の市町村で引き換えることができます。

※利用料を現金で支払い、後日市に請求する「償還払い」の方法でもクーポン券はご利用できます。

その場合は、クーポン券と領収書を添えて市へご請求ください。

(請求書の様式は、市窓口に備え付けています。)

※使用方法、施設等の詳細はホームページでもお知らせしますので、パソコンや携帯等でご確認ください。



【問合先】子育て支援課 (TEL: 22-1129)

